

大阪府猛暑対策検討会議設置要綱

第1 目的

大阪府域における猛暑対策について、学識経験その他専門的知見を有する者（以下「学識経験者等」という。）と幅広い観点から意見交換を行うことを目的として、大阪府猛暑対策検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

第2 意見交換事項

検討会議では、緊急的に実施可能な対策、府民等が取り組みやすい対策、中長期的な対策や効果的な普及啓発のあり方などに関する意見交換を行う。

第3 組織

検討会議は、別表に掲げる学識経験者等及び関係行政機関で構成する。なお、必要に応じて構成員以外の者を検討会議に出席させ、意見を求めることができる。

第4 会議

検討会議は、大阪府が招集する。

第5 座長

意見交換を円滑に進めるため、検討会議に座長を置く。

第6 設置期間

検討会議の設置期間は、第1に掲げる目的を達成するまでとする。

第7 謝礼等

学識経験者等に対する謝礼の額は、日額九千八百円とする。また、学識経験者等に対する費用弁償の額は、職員の旅費に関する条例（昭和四十年大阪府条例第三十七号）による指定職等の職務にある者以外の者の額相当額とする。ただし、費用弁償の支給についての路程は、住所地の市町村から起算する。

第8 事務局

検討会議の事務局を大阪府環境農林水産部エネルギー政策課に置く。

第9 その他

この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営について必要な事項は、大阪府が定める。

附 則

この要綱は、平成30年11月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年1月30日に廃止する。

別 表

学 識 経 験 者 等	井上 芳光	大阪国際大学 教授
	下田 吉之	大阪大学大学院 教授
	鍋島 美奈子	大阪市立大学大学院 准教授
	増田 昇	大阪府立大学研究推進機構 特認教授
	森山 正和	神戸大学 名誉教授
関 係 行 政 機 関	気象庁大阪管区气象台	
	環境省近畿地方環境事務所	
	大阪府	
	大阪市	
	堺市	
	大阪府市長会	
	大阪府町村長会	